

平成 22 年 4 月 1 日

エコマーク事業の委員会制度の一部改定について

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク事業は、運営委員会、類型・基準制定委員会（下部組織としてワーキンググループをもつ）、審査委員会からなる委員会制度の下、運営して参りました。平成 22 年 4 月 1 日付で、類型・基準制定委員会の機能強化を目的として、同委員会を企画戦略委員会、基準審議委員会に再編成し、あわせてワーキンググループを基準策定委員会といたしましたのでご案内いたします。

類型・基準制定委員会は、①商品類型選定・見直しと、②認定基準の制改定という性格の大きく異なる二つの役割を担っておりましたが、今回それぞれの役割に特化した委員会として企画戦略委員会と基準審議委員会に再編成し、より機能的な運営を図るものです。企画戦略委員会には、エコマークの普及・促進戦略の立案という新たな役割を組み込み、エコマーク事業全体を視野に入れた戦略立案を行います。また、ワーキンググループは廃止し、役割分担を明確にした商品分野別の基準策定委員会としました。

エコマーク事業は、実施要領やガイドライン・規程類を整備し、これらに基づいて運営しております。上記の委員会制度の一部改定に対応して、平成 22 年 4 月 1 日付で実施要領やガイドライン・規程類につきましても、必要な制改定を行いました。

エコマーク事業は ISO14024 に準拠したタイプ I 環境ラベルとして運営を行っておりますが、今回の委員会制度の一部改定は、この点を変更するものではありません。また認定取得を希望される方、あるいはエコマーク商品の購入を希望される方への影響はありません。

以上

（参考）

エコマークにおける委員会制度は、平成元年 2 月の事業開始以降、エコマーク推進委員会、エコマーク専門委員会から構成されてきました。エコマーク事業が遵守すべきタイプ I 環境ラベル表示の ISO 規格（ISO14024）が平成 11 年 4 月 1 日に制定されたことを受け、平成 11 年 5 月にエコマーク運営委員会、エコマーク類型・基準制定委員会、エコマーク審査委員会に改組され、現在にいたっております。

今回の委員会制度の一部改定は、平成 19 年度から平成 23 年度の 5 年間を対象とするエコマーク新中期活動計画および平成 21 年度に開催したエコマーク「アクション・パネル」での議論を踏まえ、エコマーク事務局で検討を進め、第 58 回エコマーク類型・基準制定委員会（平成 22 年 3 月 10 日）および第 24 回エコマーク運営委員会（平成 22 年 3 月 17 日）に諮り、それぞれ審議、承認されました。